

## 第34回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年4月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和2年4月20日（月）午前10時00分から午前11時35分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、
4. 欠席委員 9番 中川 久枝
5. 参集推進委員 0人  
※新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員の出席は見合わせた。
6. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会議書記の指名  
第3 会務報告について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
議案第4号 新規就農の申請の件について  
報告第1号 農地法第4条の規定による許可処分取消願の件について  
報告第2号 非農地証明願の件について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について  
報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について  
その他
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
8. 会議の概要  
令和2年4月20日（月）【午前10時開会】

●局長 それでは、令和2年度第34回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 朝から晩まで新型コロナウイルスの感染症の関することばかりですが、栃木県内  
現在46人、壬生町では現在感染者はいないということで、これからも協力し合い  
ながら、新型コロナウイルスを出さない、そして収束させるということが肝心かと思  
います。寒い中ですが、今日は窓を開けて総会を行いたいと思います。スムーズ  
に総会を行い、早めに終了したいと思いますので、よろしく願います。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規  
則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 早乙女誠 委員、4番 篠原正明 委員をお願いいたします。なお、  
本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・ 3月27日（金）県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智  
会長と堀主幹が出席いたしました。
- ・ 4月10日（金）新規就農認定審査会が役場ひばり館において開催され、梁島源智会長、  
早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、刀川正己農業委員、事務局か  
ら宇賀神尚係長と私が出席いたしました。
- ・ 4月15日（水）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場委員会室及び現地  
において開催され、大久保幸雄農業委員、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、事務局  
から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

4/3（金）締切りの時点で、9件の申請がございました。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 4 6 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 3 4 3 畝

(土地の表示)

壬生町大字国谷 \_\_\_\_\_ 田 2 9 2 9 ㎡  
売買による所有権移転 稼動 3人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 9 3 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 2 4 6 畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 4 2 9 ㎡  
壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 1 3 4 8 ㎡  
壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 1 3 2 5 ㎡  
合 計 3 1 0 2 ㎡

交換による所有権移転 稼動 1人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 2 4 6 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 9 3 畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 1 2 4 4 ㎡

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 2 1 5 5 m<sup>2</sup>  
合 計 3 3 9 9 m<sup>2</sup>

交換による所有権移転 稼動 2人

#### 第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 1 4 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 3 畝 借受地 4 3 畝

(土地の表示)

壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 1 2 3 7 m<sup>2</sup>  
壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 2 0 1 m<sup>2</sup>  
合 計 1 4 3 8 m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 稼動 2人

#### 第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 2 8 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 1 2 1 畝 借受地 3 0 8 畝

(土地の表示)

壬生町大字福和田 \_\_\_\_\_ 田 9 7 5 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 稼動 3人

#### 第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 4 2 畝 借受地 1 4 畝 貸付地 1 9 2 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 2 1 4 畝 借受地 2 8 畝 貸付地 4 畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 2 9 7 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 稼動 2人

#### 第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 3 4 畝 貸付地 3 2 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 1 1 9 畝

(土地の表示)

壬生町大字国谷 \_\_\_\_\_ 畑 5 5 1 m<sup>2</sup>  
売買による所有権移転 稼動 2人

#### 第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 2 8 畝

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 294㎡

(土地の表示)

壬生町大字福和田 \_\_\_\_\_ 田 945㎡  
売買による所有権移転 稼働 2人

#### 第9項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 210㎡ 貸付地 60㎡

譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 294㎡

(土地の表示)

壬生町大字福和田 \_\_\_\_\_ 畑 1765㎡  
売買による所有権移転 稼働 2人

・・・なお、第1項から第9項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

#### ●1番 琴寄成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る4月11日に譲受人 \_\_\_\_\_ 立会いのもと、中川久枝農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

●4番 篠原正明 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る4月12日に譲受人\_\_\_\_\_立会いのもと、中川久枝農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

●4番 篠原正明 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件について、去る4月12日に譲渡人\_\_\_\_\_立会いのもと、中川久枝農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ず

る恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

●2番 刀川正己 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る4月14日に譲受人\_\_\_\_\_立会いのもと、篠原正明農業委員、白井正敏農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

土地の価格が1反歩百万近いようですが、農業をやる予定ですか？いずれ施設でもやられるのでしょうか。

○2番 刀川正己 委員

農業と聞いています。\_\_\_\_\_の親が、バブルのころだと思いますが、高額で譲渡人の\_\_\_\_\_に売ったようです。それなので、安くては売却できないと言われているようです。

○8番 大橋好一 委員  
買戻しですか？

○2番 刀川正己 委員  
そうです。

○6番 大橋幸子 委員  
それは、地域の不調和を招くようなことになりませんか。

○4番 篠原正明 委員  
私も調査員としてこの価格を見たとき驚きました。刀川委員に話を聞いてみますと、先ほど説明があったとおり、バブルのころに買ったようですが 維持するのが精いっぱい、買い取った人の住まいの目の前なものですから、耕作放棄地や転用されるかもしれないという不安を感じて買い取ったということで、農業もやっているし、事情を考えるとやむをえないかと納得しました。

○2番 刀川正己 委員  
譲受人の \_\_\_\_\_ は、きちんと農業をやっていくとおっしゃっているので、譲渡人の方が所有しているままで耕作放棄地や転売になるより安心かなと思います。

○6番 清水利通 委員  
売買価格の調査等でこの値段を出すと、実情はここにいる方はわかりますけど、一般的にはわからないので、調査等から外す対応策を取った方がいいかと思います。

○8番 大橋好一 委員  
価格については、申請が出てきたときには決まっているのでどうしようもないが、どうしてその価格になっているのかは現地調査の時によく確認しておく必要があると思います。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。



○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

第5項の案件について、去る4月12日に譲受人\_\_\_\_\_立会いのもと、刀川正己農業委員、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第5項案件について質疑に入ります。なお、本案件には、\_\_\_\_\_委員が譲受人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。\_\_\_\_\_委員は退席をお願いします。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。\_\_\_\_\_委員は席にお戻りください。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項の案件について、去る4月13日に譲受人 \_\_\_\_\_ 立会いのもと、早乙女誠農業委員、伊藤博農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただ

いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第7項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る4月11日に譲受人 \_\_\_\_\_立会いのもと、中川久枝農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第8項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員（8項の現地調査の結果並びに補足説明）

第8項の案件について、去る4月12日に譲受人 \_\_\_\_\_立会いのもと、刀川正己農業委員、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員（9項の現地調査の結果並びに補足説明）

第9項の案件について、去る4月12日に譲受人 \_\_\_\_\_立会いのもと、刀川正己農業委員、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

4/3（金）締切りの時点で、5件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字羽生田\_\_\_\_\_ 畑 1566㎡

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_ 畑 99㎡

壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_ 畑 15㎡

壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_ 畑 17㎡

壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_ 畑 60㎡

合 計 191㎡

資材置場のための売買による所有権の移転

第3項

賃貸人 \_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字安塚\_\_\_\_\_ 畑 182㎡

壬生町大字安塚\_\_\_\_\_ 畑 262㎡

壬生町大字安塚\_\_\_\_\_ 畑 264㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字安塚\_\_\_\_\_ 畑 964㎡

合 計 1672㎡

園芸用土採取

賃借権の設定 1年間

#### 第4項

賃貸人 \_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字安塚 \_\_\_\_\_ 畑 400㎡

園芸用土採取

賃借権の設定 1年間

#### 第5項

賃貸人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字藤井\_\_\_\_\_ 畑 4735㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字藤井\_\_\_\_\_ 畑 1295㎡

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字藤井\_\_\_\_\_ 畑 2525㎡

合 計 8555㎡

園芸用土採取

賃借権の設定 1年間

なお、2項案件について補足説明ですが、この土地につきましては平成3年4月26日に農家住宅の敷地拡張を目的に農地法4条の許可を受けておりますが、現在台帳地目が畑となっており、現況につきましても畑に近い状態となっており、法務局において畑以外への地目変更が認められないことから、以前の4条許可を取り消して、今回改めて5条を申請するに至ったものです。4条許可の取り消しについては、

この後の日程第6報告第1号においてご報告させていただきます。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 大久保幸雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、4月15日(水)に私と、大橋 好一委員、中川 久枝委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約600メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護柵等を施すようになっております。断面図では、最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内にある(有)\_\_\_\_\_、(有)\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、栃木市内の(株)\_\_\_\_\_から調達予定であります。

なお、転用実績については、今回が初めての申請となっており、保有機材一覧のほか隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真の添付もあり、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査においては保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

1項、3項、4項の業者は実績はどうなっていますか。

○8番 大橋好一 委員

3件とも同じ業者です。

最初の申請書類が、面積だけ変えて、まったく同じ中身なんですよ。立ち会いに来た方も同じ。今回が初めての申請といっても、\_\_\_\_\_としてはどこかやっていると。ただ借りている人は3件とも違う人で、そのように事務上はなってい

ると思うけど、清水委員が言うように、実績というのはどうなのかなと思う。借りる人が違うから表面に出てこない。ちょっと疑問に思う。

賃借人が委託して、業者がやるということだろうけど、本当に資金的なことから動かしているのだろうか。

○7番 大久保幸雄 委員

書類上、問題なく出されると、我々の方ではだめというのはなかなか言えない。

○8番 大橋好一 委員

実際に借りてる人が違う人に権限を貸して掘るのは、また貸してみたいになってしまうのではないか。

○7番 大久保幸雄 委員

借りた人が掘らなければいけないというのは、しぼりはないと思う。申請資料が揃っていて、調査委員会で現地に行ってみて違う人が掘っていたらだめとするのか。その辺、どう取り扱うのか。

○議長 一気に3か所出してきた、1年で終わらない場合、期間延長とされると、受けられないかと思う。

○5番 大橋幸子 委員

これは個人の名前で申請となっていますが、施工業者を明確に記入してくださいという項目等があれば。個人名でやっているからわからなくなるので、実際に申請人が掘っていないというのがわかっているのであれば、施工業者を明確に書いていただけるような項目でもあれば。

○7番 大久保幸雄 委員

最初に出してきた申請の土地の選定理由が現地とあっていないわけだから、それを直すということで受理するのか、却下するのか、また、実際誰が掘るのかということで施工業者を書かせるのか。

○6番 清水利通 委員

申請時に持ってきた書類で、今のところがチェックポイントですよね。委員会にかける前にその辺を確認をすとかをしていかないと、このように賃借人を個人にしていくつも申請するというのが出てくると思う。委員会にかける前に申請時に確認する必要があると思う。

○7番 大久保幸雄 委員

園芸用度採取をするという事業は、資格は必要ないのでしょうか？誰でも申請書を書いて出せばとおるのでしょうか？

- 8番 大橋好一 委員  
今回、申請書の中身が面積だけ変えて全く同じだったので、現地調査の時に委員長から指摘した。書類は差し替えになってますか？
- 事務局 宇賀神係長  
差し替えになっています。
- 8番 大橋好一 委員  
書類の中にどこの業者が行うのかははっきり入れた方がいいと思う。これだと、借りた人がどこにも出てこないです。賃借人がどこの業者に依頼して掘るのだと。そういうふうにしないと、掘る業者は出ないで、申請人は過去には実績がないということになってしまう。
- 議長 いずれにしよこの案件は保留ということで、その保留に対してどうしていくかを相談した方がいいかと思う。
- 6番 清水利通 委員  
施工業者は確認した方がいいと思う。
- 7番 大久保幸雄 委員  
申請書では、私が掘りますよということになっているから、だめですよと言えない。
- 8番 大橋好一 委員  
でも実際は、申請者ではない施工業者が来て、説明している。5号案件のように、業者が申請して、業者が説明に来るならわかる。
- 議長 いずれにしよ、この案件は保留ということになりますか。
- 6番 清水利通 委員  
この申請書からすると、実績もないし、実態として機材もない状態でどうやってやるのかというのを確認して、あくまで自分で機材を借りてやるということであれば。
- 議長 施工業者を記入してもらって、施工業者は自分ですといった場合は関係書類を提出してもらおうということはどうだろうか。
- 8番 大橋好一 委員  
実際、調査の現場では施工業者が来て、自分たちがやるとっていたが、それは



現場の話であって、書類に出てこない。順番的に書類から規制させてもらいたいということで、今回は保留ということで。書類不備ということで。

あくまで借借人は個人であっても、工事の予定とか契約とか、業者はどこがやるのか、過去の実績とかを追って行って、それで整合性が取ればもう一回提出してもらってという方がいいのかもしれない。今のままでとあってしまうと同一ような例が何件も出てしまう。

○議長 それでは、1項・3項・4項については保留といたします。申請者には、総会での内容を事務局から説明してください。

続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、県道宇都宮栃木線\_\_\_\_\_の南に位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、譲受人は\_\_\_\_\_を営んでおり、町内外からの受注増加、顧客から希望される増加により、資材置場が不足している状況です。土地の選定理由といたしましては、\_\_\_\_\_が良好であることが必須であり、その条件に合致し事務所からも近いこの土地を選定し、土地所有者の同意を得られたことから申請に至ったということです。給排水はなし、雨水は敷地内自然浸透処理で、周辺に流出しないよう土堰提を設置するという事です。

なお、隣接土地所有者の転用同意書のほか、事業資金約\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護柵等を施すようになっております。断面図では、最大2.5mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土は、鹿沼市内にある(有)\_\_\_\_\_、(有)\_\_\_\_\_、(有)\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、宇都宮市内の(有)\_\_\_\_\_から調達予定であります。なお、転用実績については、今回が初めての申請となっております。保有機材一覧のほか隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真の添付もあり、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、赤玉土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査においては保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○5番 大橋幸子 委員

賃借権が1年となっておりますが、埋め戻しを考えると、無理がないですか。

○8番 大橋好一 委員

現地で立ち会い者にこれだけ広く大丈夫ですかと聞きましたが、十分確認していますとのこと。

ただ、地図でみると左の下は小麦をまいてあるので、収穫後に掘るということ。上の右側から掘っていくとのこと、順を追って掘っていくとのこと。

○6番 清水利通 委員

埋め戻し用土の確保を証する書類というのは、どのような書類ですか。

○事務局 宇賀神係長

埋め戻し用土のストックしている場所の現場写真の添付により十分な量をストックしているのを確認しています。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。  
本案件については、4月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細(新規・使用貸借権)に\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明いたします。

議案書7ページのとおり、3件・8筆・面積合計が11,065㎡となっております。

利用権の新規、使用貸借権分についてご説明いたします。

議案書8・9ページのとおり、6件・18筆・面積合計が15,426㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明いたします。

議案書10ページのとおり、3件・11筆・面積合計が21,172㎡となっております。以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしております。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 ここで、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

- 議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

- 
- 議長 次に、日程第5の議案第4号「新規就農の申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の説明及び4月10日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明願います。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書11ページの議案第4号 新規就農の申請の件についてご説明いたします。

4/3（金）締切りの時点で、新規就農の認定申請が1件ございました。第1項についてご説明いたします。

申請人は\_\_\_\_\_氏、申請理由につきましては、祖父母が農業を営んでおり、農業を身近に感じていたとのことで、休耕状態の農地があったことから、栃木県農業大学校の未来塾を受講し、技術と知識を習得、露地で周年栽培できるネギ作りに取り組みられています。今後本格的にネギ作りに取り組んでいきたいということから、今回の申請に至った次第でございます。就農予定地は、壬生町大字壬生甲\_\_\_\_\_田 521平米、壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_田 704平米、壬生町大字壬生乙\_\_\_\_\_田 1,375平米、壬生町大字壬生甲\_\_\_\_\_田 928平米、壬生町大字壬生甲\_\_\_\_\_田 1,520平米、壬生町本丸二丁目\_\_\_\_\_田 1,451平米、壬生町本丸二丁目\_\_\_\_\_田 129平米で、父である\_\_\_\_\_が所有する土地及び賃貸借により取得予定となっております。新規就農の審査日は令和2年4月10日で、審査結果といたしましては、現在の仕事を退職し、専業農家として農業に取り組んでいく意向であり、計画どおり営農開始することが可能と見込まれ、認定やむなしの判断となっております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありました。第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

○局長 報告第1号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件について」は議案書の13ページの1件がございました。内容については記載のとおり、4月2日付で、\_\_\_\_\_氏から農地法4条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、

同日付けで取消願を受理したものです。

内容については、農家住宅敷地拡張を目的に平成3年4月26日付けで農地法4条の規定を受けておりますが、実際には現在も畑の状態であり、法務局で地目変更が認められない状況であることから、以前の4条許可を取り消し、今回改めて議案第2号で5条の許可申請に至ったものです。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第7、報告第2号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「非農地証明願いの件について」は、議案書の15ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員 (現地調査の結果報告)

3月30日に、中嶋幸平委員と現地調査をし、確認いたしました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第8の報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの8件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの8件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

8項案件が、先ほどの5条案件で保留になった業者さんと同じです。道路の内側が市街化区域で、道路の外側が調整区域で、先ほどの5条に出た案件です。

たぶん、こちらはもう始まっているかと思います。真竹がびっちりなので、掘るのはともかく伐根ははじめるようなことを聞いています。

○議長 他に発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次に、日程第10の報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願の件について」は本日お手元に追加させていただいた議案書をご覧ください。

内容については、4月17日付で、有限会社\_\_\_\_\_から、農地法5条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、同日付けで受

理したものです。

報告としては以上となりますが、補足としまして、\_\_\_\_\_ で農地所有  
適格法人の申請をしたいとのことなので、同日付でお預かりしています。申請につ  
きましては、事務局で審査の上、今後「新規就農審査会」を開きたいと思います。  
\_\_\_\_\_さんの今後の予定としては、農地所有適格法人を取らないと会  
社としての農地の売買ができないので、前に5条で申請があり取り下げた土地につ  
いて、今後\_\_\_\_\_として3条で買い取る流れになっている予定だ  
ということを知っております。

○6番 清水利通 委員

事業は、断念したということですか。

○議長 事業は断念とのことですが、予定地は今後3条で買い取って作付けするとい  
うことです。

-----  
○議長 次に、その他の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局説明（岡局長補佐）

- ・令和3年度農林関係税制改正要望の提出について  
締め切り 5月15日（金）
- ・役場内クールビズについて  
実施期間 5月1日（金）～10月31日（土）  
ノーネクタイ、上着着用なし
- ・「人・農地プランの実質化へ向けた取り組みマニュアル」について
- ・農業委員さんで、委員さんが中心となって地元農業者で集まり等持っている場  
合がありますか。（ないのではないかとの声あり）

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ね  
がいます。

-----  
○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、  
その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年度第34回壬生町農業  
委員会総会を閉会いたします。



【午前 11時38分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_